

(別紙1)

平成26年6月4日

公益社団法人 科学技術国際交流センター

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある」に該当しません。

[本件連絡先]

電話：03-3818-0730(直通)

Fax：03-3818-0750

電子メール

：jistec_hq@jistec.or.jp

(別紙2)

平成 26 年 6 月 4 日

内閣官房内閣人事局
内閣参事官（高齢対策・退職管理担当）御中

公益社団 法人科学技術国際交流センター

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号および独立法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」に該当しないので、その旨報告します。

[本件連絡先]

電話：03-3818-0730(直通)

Fax：03-3818-0750

電子メール：

jistec_hq@jistec.or.jp